

長井市告示 第108号

令和6年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託プロポーザル実施要綱を次のとおり定める。

令和6年4月18日

長井市長 内谷 重治

令和6年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託プロポーザル実施要綱

この要綱は、長井市が令和6年度に作成するタブロイド版広報紙の企画・取材・編集・印刷業務の委託業者選定のために実施するプロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和6年度長井市タブロイド版広報紙作成業務委託

2 広報紙の概要

(1) 広報紙の名称

長井市タブロイド版広報紙「あやめ Repo (れぽ)」

(2) 発行の目的

見て楽しく、わかりやすく気軽に楽しめる読み物として、市内外の皆さんに市政の取り組みや市の資源と魅力をアピールすることを目的とする。

(3) 発行

年4回発行し、初回は6月15日号とする。

(4) 発行部数

15,000部

(5) 印刷

オフセット印刷（ただし、簡易オフセット印刷は除く）

(6) 用紙

スイングマット72kg

(7) 頁数刷色

4ページ オールカラー

(8) 版型

タブロイド版（B3版二つ折）

(9) 編集

広報担当者、関係職員、委託業者による編集会議でテーマ、特集内容を決定。テーマが効果的に分かりやすく読者に伝わるよう取材し、イラスト・写真などを加えて紙

面全体のレイアウトとデザインを決め、広告を含めた紙面全体の企画・編集をする。

(10) 校 正

色校正を含め3回を基本とする。必要な場合は追加で念校を実施する。

(11) 納 品

印刷物は地区長宛文書発送日の前開庁日正午まで、四つ折の上、区分ラベルに基づき地区毎に梱包し、長井市役所印刷室（準備室）に納品する。区分ラベルは広報担当者が事前に用意する。その他の印刷物は200部ずつ梱包して市役所総合政策課に納品する。市ホームページ用のPDFデータも併せて納品する。

(12) 広報ながいタイトル及びコーナータイトルのデザイン

長井市で発行している印刷物の統一感を出すため、広報ながいのタイトルデザインをあやめればのタイトルデザインに合わせて作成する。また、広報ながいの各コーナーにおけるタイトルデザインも関連性を出すため、デザインするものとする。

(13) 著作権

第三者が権利を有する部分を除き、長井市に全て帰属するものとする。

3 委託期間

契約の日から令和7年3月31日までとする。

4 委託料上限額

本業務委託における上限額は、2,244,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、広報紙作成に必要な企画、編集、取材、写真撮影、印刷、梱包などの費用、打ち合わせ、納品などの際の交通費など、すべての費用を含むものとする。なお、この度は4回分の発行を予定しているが、その後追加で発行がある場合は、委託料総額の4分の1に相当する金額で1回分を変更契約により契約締結するものとする。

5 参加資格要件

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 過去3カ月のうちに、タブロイド版情報誌等、新聞形式のデザイン・印刷業務の実績を有していること。
- (2) 会社の所在地が、長井市役所から自動車等で1時間以内に到着できる所にあること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 長井市が定める入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - ② 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- ③ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ⑤ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - ⑥ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (6) 必要な取材活動、写真撮影を行い、文章表現・デザイン(レイアウト)など原稿作成にわたって編集方針に沿った紙面作りができること。
- (7) 業務の遂行にあたって、次に示す体制がとれること。
- ① プロポーザル提出作品を制作したスタッフと同一のスタッフが1年間を通じて広報紙作成業務を担当すること。
 - ② 市政や市内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って広報担当者との連絡調整をすること。
- (8) 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

6 スケジュール

公募期間(申込受付期間)	令和6年4月18日(水)～5月15日(水)
質問受付期間	令和6年4月18日(水)～4月25日(木)
質問回答日	令和6年4月26日(金)予定
参加申込書・企画提案書等提出期限	令和6年5月15日(水)
面接審査	令和6年5月22日(水)
結果通知・公表	令和6年5月23日(木)予定

7 質問及び回答

質問は電子メールでのみ受け付け、質問者に対して電子メールで回答するとともに、市のホームページ上に掲載する。なお、評価に関する質問については回答しない。

- (1) 提出期限 令和6年4月25日(木)午後5時まで
- (2) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じ

8 参加申込

- (1) 提出期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) 提出書類
 - ① 申込書 所定の書類に必要事項を記入し、提出すること。

②次に掲げる書類を各6部（事業者名等の事業者が判別できる記載が無いもの）

ア カンプ（必須）

原稿データをもとに、2（9）に準じて4色4ページ1号分を実際に構成したもの。

イ 企画書（必須）

編集方針・デザインの企画意図等を記載したもので、A4サイズ（枚数は任意）とする。

ウ 制作フロー（必須）

広報紙の制作フロー（業務内容と日程）について記載したもので、サイズ・枚数は任意とする。

エ. その他

ア～ウのほか説明するに必要な書類

③見積書 2で示した仕様に基づき制作から納品まで1年間業務委託した場合のもの。

④5（1）に該当する代表的な過去の作品1部

⑤会社概要（様式任意）

⑥決算報告書3期分

9 審査方法

参加要件を満たし、指定の提出物があった者について、それぞれ15分程度の面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーションとヒアリング）を実施する。審査は、長井市タブロイド版広報紙作成業務委託プロポーザル審査委員会が実施し、当市広報紙にふさわしい制作力と適正な価格設定を実現した者を委託契約候補者として選定する。面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については参加予定者に対して電話連絡をする。

（1）開催日 令和6年5月22日（水）午後2時から

※参集時間、参集場所については、企画提案書等を提出した者ごとに別途通知。

（2）開催場所 長井市役所 市民防災研修室2

10 審査結果の通知

委託契約候補者を選定し、その選定結果について、令和6年5月23日（木）までに全参加者に対し郵送により通知する。委託契約候補者については電話連絡をする。審査の過程は公表しない。

なお、契約において提案採用者が契約締結できない場合、次点候補者を繰り上げる。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

11 委託契約候補者について

上記審査により決定した委託契約候補者は、契約書・仕様書の内容等を確認・決定後、令和6年5月23日以降速やかに契約を締結する。

なお、令和6年6月15日号の制作は発行日に間に合うよう速やかに作業を開始すること。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出物の返却はしない。
- (2) 提案物の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

1 3 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

長井市総合政策課秘書・広報室

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話番号：0238-82-8000

メール：publicity@city.nagai.yamagata.jp